



社会福祉
法人

茨城県社会福祉協議会





社会福祉協議会とは

地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関の協力を得ながら「福祉のまちづくり」をめざす民間の組織です。

社会福祉協議会（略称：社協）は1951（昭和26）年、戦後の混乱期を経て民間の社会福祉活動を強化することを目的に、全国及び都道府県に設置されました。その後市区町村にも組織が拡大され、住民参加を呼びかけながら地域福祉活動の推進を中心に、その役割を現在まで一貫して担っており、2000（平成12）年に改正された社会福祉法において地域福祉の推進役として明確に位置付けられました。

運営にあたっては、地域の住民やボランティア、社会福祉の関係者などの参加と協力を得ています。

このように、社会福祉協議会は民間組織としての自主性と住民や社会福祉関係者に広く支えられた公共性という、2つの側面をあわせもった組織といえます。

■ 社会福祉協議会の性格

組 織

社会福祉協議会は全国の市区町村、都道府県・指定都市および全国段階に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体です。また、民間組織としての自主性を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体です。

構 成

住民、当事者、ボランティア、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する他の様々な専門家・団体・機関によって構成されています。

目 的

地域が抱えている様々な福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。そしてその活動を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」の実現をめざしています。

事 業

住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めたり、具体的な福祉サービスの企画や実施を行います。

■ 社会福祉協議会の5つの原則

社会福祉協議会は5つの活動原則に基づいて、地域の特性を生かした活動を展開しています。

1. 住民ニーズ基本の原則（広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる）
2. 住民活動主体の原則（住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる）
3. 民間性の原則（民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる）
4. 公私協働の原則（公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる）
5. 専門性の原則（地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる）

■ 社会福祉協議会の7つの機能

社会福祉協議会は7つの機能を発揮することにより、地域が抱えている福祉課題のスムーズな解決を図っています。

1. 住民ニーズ・福祉課題の明確化および住民活動の推進機能
2. 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能
3. 福祉活動・事業の企画および実施機能
4. 調査研究・開発機能
5. 計画策定、提言・改善運動機能
6. 広報・啓発機能
7. 福祉活動・事業の支援機能



茨城県社会福祉協議会について

茨城県社会福祉協議会（略称：県社協）は、社会福祉に関わる様々な課題の解決や福祉サービスの向上などを目的とした、広報・啓発や調査研究，講座・研修，ボランティア・市民活動の推進，権利擁護，福祉人材の確保，第三者評価など，幅広い活動を行っている公共性の高い民間非営利組織です。

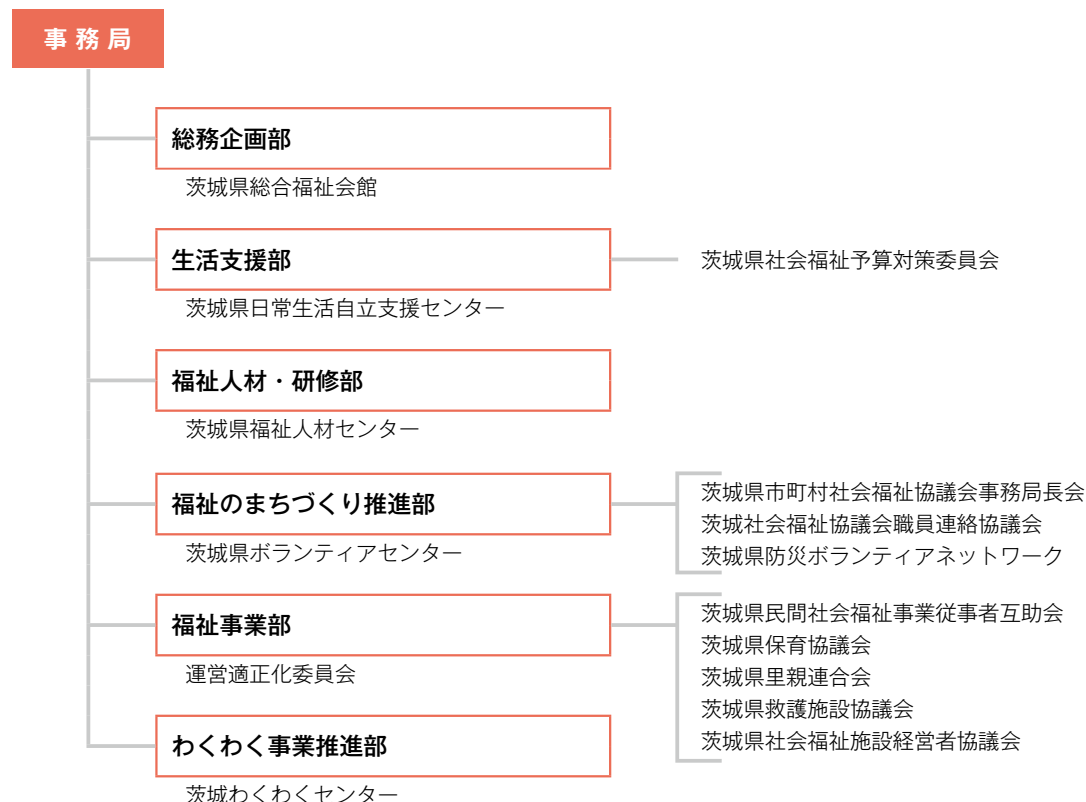
平成25年9月に策定した第4次茨城県地域福祉活動推進プランに基づき，組織の強化を図るとともに，自らが果たすべき役割と取り組むべき活動を明らかにしながら，地域福祉の推進のため様々な活動を展開しています。

名称	社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
設立	1951（昭和26）年10月23日
法人認可	1955（昭和30）年10月17日
設立登記	1955（昭和30）年12月 1日
設立根拠	社会福祉法第110条
所在地	〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館
会員	市町村社会福祉協議会，社会福祉施設，社会福祉関係団体，賛助会員等
役員等	理事 定数20名以上23名以内，監事 定数2名以上3名以内，評議員 定数38名以上44名以内
会長	関 正夫
職員数	73名（職員27名，非常勤嘱託職員42名，事務補助員4名） ※平成30年4月1日現在

定款に定める目的

茨城県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により，地域福祉の推進を図ることを目的とする。

組織図





平成30年度一般会計収支予算・職員行動規範

■平成30年度一般会計収支予算

○事業活動収入 他 (千円)	
勘定科目	予算額
会費収入	22,250
寄付金収入	8,330
経常経費補助金収入	297,785
受託金収入	251,991
事業収入	81,702
負担金収入	13,634
受取利息配当金収入	102,247
その他の収入	11,870
貸付資金補助金収入	766,183
積立資産取崩収入	10,930
生活福祉資金会計繰入金収入	673
事業区分間繰入金収入	659
拠点区分間繰入金収入	10,547
サービス区分間繰入金収入	24,729
その他の活動による収入	769,224
前期末支払資金残高	66,876
収入合計	2,439,630

○事業活動支出 他 (千円)	
勘定科目	予算額
人件費支出	295,852
事業費支出	1,039,055
事務費支出	43,415
分担金支出	1,860
助成金支出	100,693
負担金支出	7,044
施設職員退職手当事業支出	19,358
固定資産取得支出	1,262
基金積立資産支出	2,622
積立資産支出	11,292
事業区分間繰入金支出	659
拠点区分間繰入金支出	10,564
サービス区分間繰入金支出	24,730
その他の活動による支出	853,644
予備費支出	27,580
支出合計	2,439,630

■職員行動規範（平成23年10月23日制定）

県社協の基本理念である「誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉社会」の実現に向け、職員一人ひとりが自覚と責任を持ち職員間の意識の共有を図るため、「職員行動規範」を制定しています。

1 尊厳の尊重と自立支援

私たちは、人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が地域社会の一員として住み慣れた地域で、誰もがその人らしく自立した暮らしができるよう支援します。

2 地域福祉の推進

私たちは、地域の福祉課題を把握し、地域住民の福祉意識を高め、住民相互が福祉活動の解決に取り組み、支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します。

3 関係機関等との連携・協働

私たちは、社会福祉関係機関・団体、民間企業、NPO、地域住民やボランティア等と日頃から連携を図り、協力・協働して、地域に根ざした先駆的な取り組みを支援し、地域福祉の推進を目指します。

4 自己研鑽、チャレンジ精神

私たちは、県社協の存在意義を認識し、チャレンジ精神を常に持ち、自己研鑽に努め、県社協職員としての自覚と専門性を高めます。また、現状に留まることなく常に業務の評価と改善に努め、コスト意識を持って効果的で効率的な事業の推進を図ります。

5 関係法令等の遵守

私たちは、関係法令や規程等を遵守するとともに、不当な要求にも妥協せず、毅然とした態度で対処し、県社協職員としての誇りと自覚を持って、公正・公平に職務を遂行します。また、職務上知り得た個人情報等は県社協の規定に基づき、適切に保護・管理し、信頼の維持・向上に努めます。

6 環境保全への寄与

私たちは、社会の一員として、環境問題に関心を持ち、業務における環境負荷の軽減に努めます。



第4次茨城県地域福祉活動推進プラン

■ 策定の趣旨・性格

「第4次茨城県地域福祉活動推進プラン」は、「地域福祉活動推進プラン」（平成20年度～平成24年度の計画）の推進期間の終了に伴い、東日本大震災という未曾有の大災害の経験とともに、地域包括ケアシステムへの施策転換の状況に配慮し、策定したものです。

また、市町村社会福祉協議会をはじめとする民間福祉活動を強化・支援する性格を有しており、県民の多様な課題に立ち向かう県社協の「たたかうシナリオ」としています。

■ 基本理念

だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現

社会福祉法の理念でもある、誰もが人として尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立し、社会参加を行いながら、安心して暮らせる福祉社会の実現をめざしています。

■ プランの推進期間

茨城県の「地域福祉支援計画（第3期）」との整合性を図るため、平成25年度から平成30年度までの6年間としており、実施計画は毎年度見直しを行います。

■ プランの推進体系

基本理念	5つの使命 (重点目標)	8つの約束 (推進目標)	23の挑戦 (推進事項)	行動 (実施項目)
だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現	使命1 支え合う福祉 (住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	約束1 福祉の大切さを伝える	挑戦1 みんなの地域をみんなでつくる 挑戦2 知ってもらう第1歩 挑戦3 思いやりの心を育てる	アクション
	使命2 安心して利用できる福祉 (福祉サービス利用者への支援)	約束2 福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる	挑戦4 ボランティア・市民活動を支える・つなげる 挑戦5 高齢者自ら支える 挑戦6 新たな担い手を育てる・つなげる	
		約束3 その人らしさを引き出し・守る	挑戦7 自立への手助け 挑戦8 利用者の声に耳を傾ける 挑戦9 サービス利用の安心を届ける	
	使命3 質の高い福祉と協働する福祉 (社会福祉事業の充実・活性化への支援)	約束4 生活困窮者への自立支援	挑戦10 安心した生活を支える 挑戦11 多様な取り組みを通じて寄り添う	
		約束5 福祉を支える人を増やし・資質を高める	挑戦12 福祉人材を確保し定着させる 挑戦13 福祉人材を育成する	
使命4 切り拓く福祉 (新たな生活課題への対応)	約束6 関係機関・団体等と支え合い共に歩む	挑戦14 市町村社協と共に考え共に進む 挑戦15 施設・事業所を支え共に進む 挑戦16 団体とつながり共に進む 挑戦17 新たに関わり共に進む		
	約束7 ニーズに気づき・こたえる	挑戦18 ニーズを把握する 挑戦19 ニーズにこたえる		
使命5 前進する県社協 (県社協の組織の充実)	約束8 歩み続ける県社協	挑戦20 人が育つ・人を育てる 挑戦21 しなやかな組織づくり 挑戦22 必要な財源の確保 挑戦23 災害時に備えた支援体制づくり		



はんどちゃんネットワーク運動

「はんどちゃんネットワーク運動」は、「福祉コミュニティづくり県民運動」構想を基礎として、地域における生活課題を共有し、その課題解決のための取り組みを身近な地域や組織から全県下に拡げ、県内を心のかよう「あったかコミュニティ」にしていくもので、平成10年から開始しました。

平成20年からは、「第2期はんどちゃんネットワーク運動」として、新たな理念のもと、さらなる福祉コミュニティづくりを推進してきました。さらに、平成30年度からはじまる「第3期はんどちゃんネットワーク運動」では、地域の「みんなの幸せ」をつくるため、ふれあい・いきいきサロンを通じた積極的な取り組みを応援します。

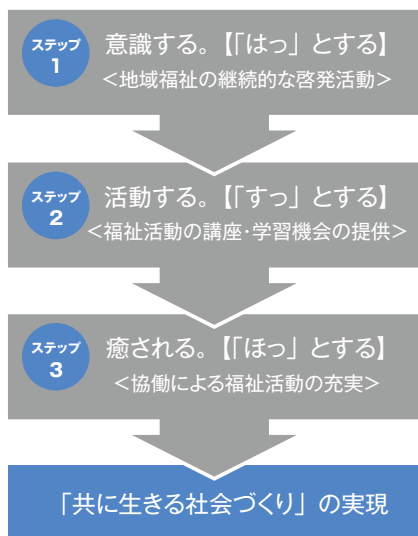
■ はんどちゃんネットワーク運動の理念（平成20年4月制定）

私たちの社会は、多くの人の関わりの中で、お互いに支えあう、共に生きる福祉社会づくりを進めることが必要となっています。

はんどちゃんネットワーク運動は、誰もが気軽に話し合いのできる「サロン」が県内各地に広がり、地域の皆さんが中心となって、共に支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりをねらいとしています。



■ はんどちゃんネットワーク運動の推進ステップ



《福祉づくりの「はっ、すっ、ほっ」のステップ》

「福祉コミュニティづくり県民運動」

県民の皆様が、安心して暮らせるコミュニティについて主体的に考え、それにより恒久的な課題である「安心して暮らせるコミュニティづくり」が確実に進められることを期待して、平成8年に「福祉コミュニティづくり県民運動」の推進構想が生まれました。

この県民運動は「いつでも どこでも 誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティ」を、福祉活動の基盤として形成することをめざして、県内市町村社会福祉協議会、関係機関・団体、福祉施設、企業などに協力をいただき、県民総ぐるみで推進しようとするものです。

福祉コミュニティを作るためには、いろいろな角度からの取り組みが必要です。その一つの方法が「はんどちゃんネットワーク運動」です。

■ はんどちゃんのプロフィール

- 【出身地】茨城県
- 【所属】茨城県社会福祉協議会
はんどちゃん運動推進委員会
- 【生年月日】平成9年6月2日
(丑年生まれ、ふたご座)
- 【誕生】平成8年度に福祉コミュニティづくり県民運動の一環として、福祉キャラクターを募集したところ、全国各地から418点の応募がありました。選考の結果、大阪市在住、当時26歳の主婦の方が応募した「はんどちゃん」が採用されることになりました。

■ LINEスタンプ「はんどちゃん」

- 【販売開始】平成27年5月21日
 - 【価格】1セット120円
 - 【内容】はんどちゃんスタンプ1セット40種
 - 【購入方法】無料通話アプリ「LINE」内の「スタンプショップ」または「LINEストア」で購入。
- ※LINEはLINE株式会社の商標または登録商標です。





各部の主な事業

【総務企画部】

組織の円滑な運営や財政基盤の強化、広報活動、総合的な連絡調整、県総合福祉会館の維持管理、第4次茨城県地域福祉活動推進プランの進行管理を行っています。

- 法人の運営管理 ○茨城県総合福祉会館の管理運営
- 茨城県社会福祉大会の開催
- 広報誌・ホームページ等による情報発信



【福祉人材・研修部】

福祉を支える専門職を安定的に確保するために、福祉人材の発掘や就労あっせん（無料職業紹介所）を行うとともに、社会福祉事業従事者を対象とした各種研修会・講習会の開催、修学資金等の貸付を行います。

- 福祉人材センターの運営
- 介護支援専門員に関する事業
- 社会福祉事業従事者研修の開催
- 保育士・介護福祉士修学資金等貸付



【福祉事業部】

社会福祉事業者が利用者や地域社会からのニーズに応え、質の高いサービスを安定して継続的に提供できるよう、社会福祉施設への支援や関係機関・団体と連携を図るとともに、社会福祉施設職員等を対象とした各種福利厚生事業の充実に努めています。

- 福祉サービスに関する苦情解決事業
- 福祉サービス評価事業の推進
- 社会福祉事業従事者への福利厚生事業
- 社会福祉施設・福祉関係団体等との連絡調整



【生活支援部】

離職者や低所得世帯等の社会的自立へ向けての生活福祉資金等の貸付や、判断能力が低下しても地域での生活を継続できるように利用者の権利擁護の仕組みづくりを進めています。

- 生活福祉資金貸付事業
- 日常生活自立支援事業
- 生活困窮者自立支援事業の推進
- 成年後見制度の普及・啓発



【福祉のまちづくり推進部】

市町村社協をはじめ地域住民やボランティア・NPOなど多様な機関・団体・個人等と連携・協働のもと、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを積極的に推進するための活動基盤の充実に努めています。

- 県民参加によるはんどちゃんネットワーク運動の推進
- 市町村社会福祉協議会への支援と協働
- ボランティア・市民活動への参加促進
- 災害時の支援体制の整備



【わくわく事業推進部】

明るく活力ある長寿社会の実現をめざして、高齢者の健康・生きがいがづくりや社会参加を支援しています。

- 生きがい活動支援事業
- スポーツ・文化活動促進事業
- 総合情報誌等による情報の発信





会員の募集

地域の特性に合ったきめ細やかな地域福祉活動を推進していくために、市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、社会福祉関係団体等の皆様方に県社協の「正会員」として加入をお願いしております。

また、県社協の事業・運営に県民の皆様をはじめ、企業や事業所等の方々の参加をいただきたく「賛助会員」として支援をお願いしております。

■ 会員とは

県社協の会員は正会員と賛助会員の2種類があります。

○正会員

県社協の趣旨・目的に賛同する者で、次に該当する団体または個人です。

- ・社会福祉施設及び社会福祉団体
- ・市町村社会福祉協議会
- ・社会福祉関係公務員
- ・社会福祉関係団体
- ・社会福祉奉仕団体
- ・社会福祉に理解と熱意のある団体及び学識経験者

○賛助会員

県社協の趣旨・目的に賛同する個人または団体等です。

■ 入会について

所定の入会申込書を用意しています。入会申込書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

■ 会費について

県社協の規程に従い、所定の会費を納入していただきます。

■ 会員特典

- (1) 県社協の実施する「社会福祉事業従事者研修」について、優先的に申し込むことができます。また、一部の研修を除いて、1日の受講料が非会員に比べて2,000円安くなります。
- (2) 民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度に加入できます。

茨城わくわくセンターは県や市町村、民間企業などの幅広い協力を得ながら、明るく活力ある長寿社会を目指し、高齢者を対象として、生きがいと健康づくり、趣味、教養活動の促進に関する事業を展開しています。事業の充実を図るためご支援をいただく「わくわく事業推進サポーター制度」を設けおりますので、サポーターに加入いただき、わくわくセンターへの支援をお願いしております。

■ わくわく事業推進サポーター

目的：高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業の充実を図ることを目的としています。

会費：

	会 費	備 考
法人・団体	1口 5万円	
個人	3千円 (夫婦は4千円)	10月～12月入会の場合は 2千円(夫婦は3千円) 1月～3月入会の場合は 1千円(夫婦は2千円)

わくわく事業推進サポーター 特典

- 会員限定バス旅行の実施
- わくわくセンターが実施する各種講座等への優先参加・一日無料体験の実施
- わくわくセンターが実施するイベント等の参加割引
- 総合情報誌「わくわくライフいばらき」のお届け(年4回)
- わくわくセンターが実施する各種事業のご案内
- 協力店の割引サービス



寄付のお願い

県民の福祉向上等を目的とした寄付金を受付しています。皆様の善意を心よりお待ちしております。

- ・寄付をした個人は確定申告によって所得税法上の寄付金控除もしくは税額控除が受けられます。
- ・寄付をした法人は確定申告によって法人税法上損金算入ができます。

■ ボランティア基金（ボランティア活動への寄付）

目的：茨城県内におけるボランティアの自主的な活動を促進し、地域福祉活動の実現を期することを目的としています。

運用：県内に所在し、県民を対象とした地域福祉活動を行っているボランティアグループ、NPO法人、任意団体等に対して援助します。

平成29年度の払出し実績：

	助成内訳	助成金額
ボランティア団体	9団体	1,541,819円
市町村社協ボランティアセンター	35社協	8,737,284円
合計		10,279,103円

■ 交通遺児福祉基金（交通遺児への寄付）

目的：交通遺児の福祉向上を目的としています。

運用：県内の交通遺児に、小学校・中学校卒業時の就学奨励金として援助します。

平成29年度の払出し実績：

	助成内訳	助成金額
小学校卒業時の就学奨励金	10人	600,000円
中学校卒業時の就学奨励金	15人	1,050,000円
合計		1,650,000円

■ 善意金品のご寄付

預託された県民の善意金品を預託者の意思や一定の基準に基づいて配分しています。

平成29年度の払出し等実績：

○善意金

	助成金額
指定払い出し金額	7,521,157円
善意金助成	850,000円
合計	8,371,157円

○善意品

預託品
使用済み切手、使用済みカード、ハガキ、車いす、ぶどう狩り招待、プロ野球招待、紙おむつ（ベビー用、大人用）、福祉巡回車、日用品、お菓子、観劇招待、シルバーカー、ポップコーン機、かき氷機





茨城県社会福祉協議会の歴史

昭 和

- 26年10月 県社協設立
- 10月 県民生会館竣工
- 27年 1月 本会機関誌「茨城の福祉」発行
- 3月 第1回県社協総会（兼社会福祉大会）開催
- 8月 郡市町村社協専任職員連絡協議会発足
- 28年 9月 無料法律相談所開設
- 29年 7月 結婚相談所開設
- 30年10月 社会福祉法人格取得
- 46年 1月 県民間社会福祉施設職員退職手当支給制度実施
- 47年 9月 高齢者無料職業紹介所開設
- 53年 4月 善意銀行を県ボランティア活動振興センターに改組
- 56年 4月 県社協研修センター開設
- 61年 8月 第1回県ボランティア振興大会開催
- 63年 9月 高齢者総合相談センター開設

平 成

- 3年 4月 県ボランティア活動振興センター、県ボランティアセンターに名称変更
- 3年11月 県総合福祉会館へ移転
- 4年 7月 福祉施設経営相談室開設
- 10月 福祉人材情報センター開設
- 5年 4月 組織改正 福祉人材情報部、社会福祉研修部設置
- 8月 福祉人材無料職業紹介所事業開始
- 8年 8月 地域福祉計画「がんばる いきいきプラン」策定
- 10月 福祉コミュニティづくり県民運動開始
- 9年 3月 インターネット「ふくしネットワークいばらき」開設
- 4月 関東甲信越ブロック管内で災害時の相互支援に関する協定締結
- 6月 福祉キャラクター「はんどちゃん」制定
- 11年10月 地域福祉権利擁護センター開設
- 12年 8月 福祉サービスに関する苦情解決事業開始（運営適正化委員会設置）
- 15年 4月 組織改正 福祉人材情報部を人材情報部、社会福祉研修部を調査研修部へ改編
- 5月 新・地域福祉活動計画策定
- 16年 4月 茨城わくわく財団との統合
- 組織改正 生活支援部、わくわく事業推進部を設置、人材情報部、調査研修部を調査研修部に改編
- 17年 3月 研究交流誌「いばらきの福祉活動」創刊
- 6月 県社協と市町村社協間で災害時支援に関する協定締結
- 18年 1月 県防災ボランティアネットワーク設立
- 20年 4月 組織改正 調査研修部を福祉人材・研修部、まちづくり推進部を福祉のまちづくり推進部に改編
- 地域福祉活動推進プラン策定
- 21年 3月 ホームページ開設
- 23年 4月 県総合福祉会館の指定管理受託
- 組織改正 総務企画部を総務部に改編、企画室を設置
- 25年 9月 第4次茨城県地域福祉活動推進プラン策定
- 26年 2月 ホームページリニューアル、Facebook開始
- 27年 3月 子育て人材支援センター開設
- 4月 組織改正 総務部と企画室を総務企画部に改編、生活支援部を設置
- 7月 福島県復興支援員設置
- 30年 4月 子育て人材支援センターを福祉人材センターに統合



市町村社会福祉協議会一覧

市町村社協名	郵便番号	所在地	建物名	電話番号	FAX番号
水戸市社会福祉協議会	311-4141	水戸市赤塚 1-1	水戸市福祉ボランティア会館	029-309-5001	029-309-5525
日立市社会福祉協議会	317-0076	日立市会瀬町 4-9-13	福祉プラザ	0294-37-1122	0294-37-1124
土浦市社会福祉協議会	300-0036	土浦市大和町 9-2	土浦市総合福祉会館	029-821-5995	029-824-4118
古河市社会福祉協議会	306-0044	古河市新久田 271-1	福祉の森会館	0280-48-0808	0280-48-0119
石岡市社会福祉協議会	315-0009	石岡市大砂 10527-6	ふれあいの里石岡ひまわりの館	0299-22-2411	0299-22-2440
結城市社会福祉協議会	307-0001	結城市大字結城 7473	結城市役所駅前分庁舎	0296-33-0225	0296-33-1037
龍ヶ崎市社会福祉協議会	301-0007	龍ヶ崎市馴柴町 834-1	龍ヶ崎市地域福祉会館	0297-62-5176	0297-62-5575
下妻市社会福祉協議会	304-0064	下妻市本城町 3-13		0296-44-0142	0296-44-0559
常総市社会福祉協議会	303-2792	常総市新石下 4365	石下総合福祉センター	0297-30-8789	0297-30-8790
常陸太田市社会福祉協議会	313-0041	常陸太田市稲木町 33	常陸太田市総合福祉会館	0294-73-1717	0294-72-5449
高萩市社会福祉協議会	318-0031	高萩市春日町 3-10	高萩市総合福祉センター	0293-23-8341	0293-23-8342
北茨城市社会福祉協議会	319-1542	北茨城市磯原町本町 2-4-16	北茨城市地域福祉交流センター	0293-42-0782	0293-42-7666
笠間市社会福祉協議会	309-1704	笠間市美原 3-2-11	笠間市地域福祉センターともべ	0296-77-0730	0296-78-3933
取手市社会福祉協議会	302-0021	取手市寺田 5144-3	取手市福祉交流センター	0297-72-0603	0297-73-7179
牛久市社会福祉協議会	300-1292	牛久市中央 3-15-1	牛久市役所分庁舎	029-871-1295	029-871-1296
つくば市社会福祉協議会	300-3257	つくば市筑穂 1-10-4	つくば市大穂庁舎	029-879-5500	029-879-5501
ひたちなか市社会福祉協議会	312-0041	ひたちなか市西大島 3-16-1	ひたちなか市総合福祉センター	029-274-3241	029-275-0606
鹿嶋市社会福祉協議会	314-0012	鹿嶋市平井 1350-45	鹿嶋市老人福祉センター	0299-82-2621	0299-83-0242
潮来市社会福祉協議会	311-2421	潮来市辻 765	潮来保健センター	0299-63-1296	0299-63-1265
守谷市社会福祉協議会	302-0116	守谷市大柏 954-3	いきいきプラザ・げんき館	0297-45-0088	0297-48-5554
常陸大宮市社会福祉協議会	319-2254	常陸大宮市北町 388-2	常陸大宮市総合保健福祉センター	0295-53-1125	0295-53-1275
那珂市社会福祉協議会	319-2102	那珂市瓜連 321	那珂市役所瓜連支所分庁舎	029-229-0309	029-296-1002
筑西市社会福祉協議会	308-0806	筑西市小林 355	筑西市総合福祉センター	0296-22-5191	0296-25-2400
坂東市社会福祉協議会	306-0632	坂東市辺田 48	岩井福祉センター	0297-35-4811	0297-36-2355
稲敷市社会福祉協議会	300-0504	稲敷市江戸崎甲 1992	稲敷市江戸崎福祉センター	029-892-5711	029-892-5922
かすみがうら市社会福祉協議会	300-0134	かすみがうら市深谷 3719-1	かすみがうら市総合コミュニティセンター	029-898-2527	029-898-3523
桜川市社会福祉協議会	309-1223	桜川市鞆田 612	桜川市岩瀬福祉センター	0296-76-1357	0296-76-2961
神栖市社会福祉協議会	314-0121	神栖市溝口 1746-1	神栖市保健・福祉会館	0299-93-0294	0299-92-8750
行方市社会福祉協議会	311-3512	行方市玉造甲 403	行方市玉造福祉センター	0299-36-2020	0299-55-4545
鉾田市社会福祉協議会	311-1528	鉾田市当間 228	鉾田市老人福祉センター	0291-32-5831	0291-32-5832
つくばみらい市社会福祉協議会	300-2312	つくばみらい市神生 530	きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館	0297-57-0123	0297-57-0206
小美玉市社会福祉協議会	311-3436	小美玉市上玉里 1122	小美玉市玉里保健福祉センター	0299-37-1551	0299-37-1552
茨城町社会福祉協議会	311-3131	東茨城郡茨城町小堤 1037-1	茨城町総合福祉センター	029-292-7141	029-292-3232
大洗町社会福祉協議会	311-1305	東茨城郡大洗町港中央 26-1	大洗町健康福祉センター	029-266-3021	029-266-2739
城里町社会福祉協議会	311-4303	東茨城郡城里町石塚 1428-1	城里町常北保健福祉センター	029-288-7013	029-288-7021
東海村社会福祉協議会	319-1112	那珂郡東海村村松 2005	東海村総合福祉センター	029-282-2804	029-283-4535
大子町社会福祉協議会	319-3526	久慈郡大子町大子 722-1	大子町文化福祉会館	0295-72-2005	0295-72-1121
美浦村社会福祉協議会	300-0424	稲敷郡美浦村受領 1546-1	美浦村デイサービスセンター	029-885-0038	029-840-4552
阿見町社会福祉協議会	300-0331	稲敷郡阿見町阿見 4671-1	阿見町総合保健福祉会館	029-887-0084	029-887-9934
河内町社会福祉協議会	300-1331	稲敷郡河内町生板 9593-1	河内町福祉センター	0297-84-2830	0297-84-4060
八千代町社会福祉協議会	300-3572	結城郡八千代町菅谷 1033	八千代町保健センター	0296-49-3949	0296-49-3866
五霞町社会福祉協議会	306-0303	猿島郡五霞町江川 3201	五霞町福祉センター	0280-84-0765	0280-84-3887
境町社会福祉協議会	306-0404	猿島郡境町長井戸 1681-1	境町社会福祉会館	0280-87-2525	0280-87-5825
利根町社会福祉協議会	300-1622	北相馬郡利根町布川 2968	利根町民すこやか交流センター	0297-68-7771	0297-68-8072



利用案内



社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

〒310-8586 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館

ホームページ：<http://www.ibaraki-welfare.or.jp>

フェイスブック：<https://www.facebook.com/ibarakikenshakyo>



電話番号・FAX

○総務企画部（代表） 県総合福祉会館	TEL 029-241-1133 TEL 029-244-4545	FAX 029-241-1434 FAX 029-244-4548
○生活支援部 県日常生活自立支援センター 生活福祉資金	TEL 029-241-1134 TEL 029-244-4559	
○福祉人材・研修部 県福祉人材センター 福祉人材無料職業紹介所 介護福祉士・保育士修学資金等	TEL 029-244-3755 TEL 029-244-4544 TEL 029-244-3727 TEL 029-350-8366	FAX 029-244-3210 FAX 029-244-4543
○福祉のまちづくり推進部 県ボランティアセンター	TEL 029-243-3805	
○福祉事業部 運営適正化委員会	TEL 029-244-3147 TEL 029-305-7193	FAX 029-305-7194
○わくわく事業推進部 茨城わくわくセンター	TEL 029-243-8989	FAX 029-244-4652



アクセス

■バス利用の場合

JR水戸駅北口6番乗り場から、関東鉄道バス「石岡・鉾田・小川・平須・奥の谷坂上・明光台・卸センター・市立競技場・植物園」行きのいずれかのバスに乗り、「県福祉会館前」下車（乗車時間約20分）。

■タクシー利用の場合

JR水戸駅南口から約15分。

■自家用車利用の場合

常磐自動車道水戸I.Cから国道50号バイパスを大洗方面へ約10km。または、北関東自動車道水戸南I.Cから国道50号バイパスを笠間方面へ約7km。

